

西戎ヲ引卒シテ、不破關マデ責給ケリ、天武危クテ見エ給ケルニ、傍ニ大ナル榎木アリニワレ  
テ、天武ヲ天河ニ奉隱テ後ニ王子ヲ亡シテ、天武位ニツキ給ヘリ。

〔地方凡例錄六〕一 壱里塚始之事

上古は一里之法不定、里々里迄を一里と云しと也、依而間數には悉ク長短有り、中華は六丁を以  
一里トス、本朝も是に效ひ、六丁を一里と定たる由雖申傳、時代不詳、其遺風に而今も奥州は六丁、  
一里之所多シ、多賀城坪之石碑之里數も六丁を以一里とス、中比人皇百七代正親町院之御宇、天  
正年中、三拾六町を以一里と定らる、一步六尺、一段六間、一町六拾間、一里六百間、此坪數六々を伸  
て三十六丁一里と極りたる由、其頃一里毎に塚を築しめ、印之木を植させらる、時、松杉を可植  
哉と、時之武將信長公江江伺しに、松杉は類ひ多ければ、餘之木を可植と有しを、役人榎と聞違ひ、榎  
を可植由村々江申付シにより、今一里塚の木、都而榎なる由、世事談に見ゆれ共、一里三拾六丁に  
定りたるは、信長公代にも有べけれ共、一里塚始り、國々江築立、榎を植たるは、台徳院様秀忠川御  
治世、慶長十七壬子年、大久保石見守奉行として、從江戸諸國江道中筋一里塚を築せらる、下掛り  
江戸町年寄樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門兩人江被爲命、同年二月初旬始之、五月下旬迄に諸國  
一里塚悉成就す、仍而塚上に印の木を植ては如何と、石見守伺シ處、一段可然との嚴命に付、何木  
を可植哉と重而伺シに、よい木を植よとの命を、石見守、榎と聞違ひ、都て榎を植たる由、或書にも  
見ヘ、又樽屋奈良屋掛りたる事は、有徳院様吉宗徳川御代御府内、其外國々諸事御糺明之砌、享保十  
乙巳年八月、町奉行中山出雲守、大岡越前守江町年寄共由緒書差出たる内に、一里塚成就之上、拜  
領物等迄有委クは江都官鑰秘鑑に詳なり、

〔倭名類聚抄木二十〕櫻

唐韻云、櫻音規、和名豆木乃木、木名、堪作弓也、

〔箋注倭名類聚抄木〕下總本櫻作楓、伊勢廣本同、按千祿字書云、規規上俗下正、五經文字云、規從夫、